《　就学援助費支給限度額　》

**（1）新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年中の収入・所得等が減少した世帯（特例措置）の場合**



**（2）その他の理由（自己都合退職や離婚等の家庭環境の変化等（新型コロナウイルス感染症以外）の理由）により令和2年中の収入・所得等が減少した世帯（特例措置）**



※上記の表は令和2年12月に申請し，1月から認定となった場合の支給額です。申請が遅れた場合には，表の額よりも支給額が減額されます。